

第 10 号

熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年9月10日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和63年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第15条中「第25条の18第1項」を「第25条の30第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

下水道法（昭和33年法律第79号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。